

特定医療費（指定難病）受給者証の

指定医療機関の記載が変わります

今まで特定医療費（指定難病）受給者証に個別の指定医療機関（薬局・訪問介護ステーション等も含む）の名称が記載されていましたが、記載の必要がなくなりました。そのため、今回送付させていただく受給者証より下記のとおり記載が変更となります。

各都道府県又は指定都市の指定する医療機関での医療が医療費助成の対象となります。

※ただし、受給者証に標記されている疾病及び当該疾病に起因する疾病に係る医療に限ります。

※医療機関が「難病法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、医療機関に直接お問い合わせいただくか、各都道府県又は指定都市のホームページ等にてご確認ください。

受給者証（表）

特定医療費（指定難病）受給者証				高額かつ長期	境界層	人工呼吸器	軽症者
公費負担者番号				有効期間			
受給者番号				負担上限月額		
受診者	住所及び氏名			入院時食費			
	生年月日			世帯内受給者			
保護者	住所及び氏名			指定難病名			
	続柄			保険者名			
発行機関	静岡市長			記号・番号		適用区分	
交付年月日				◎問い合わせ先			

記載事項変更履歴欄	
年月日	変更事項

変更箇所

医療費助成の対象となる指定医療機関
各都道府県又は指定都市の指定する医療機関（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）の規定により指定された指定医療機関）での医療を医療費助成の対象とします。ただし、標記の疾病及び当該疾病に起因する疾病に係る医療に限ります。